

備考

備考

備考

注意事項

- 1 この手帳を受けて更生しようとなさる方には、国、都道府県、市町村などができるだけのお世話をすることになっています。
- 2 医療や、生活や、職業などのことで相談されたいときや、つえ、義肢などが必要なときは、いつでも市町村役場、福祉事務所、児童障害者相談センター（児童相談センター）、保健所などに御相談ください。
- 3 身体障害者福祉司、児童福祉司などが訪問させていただくことがあります、そのときには、御希望を述べて御相談ください。
- 4 この手帳は、なくさないように大切にもちください。
- 5 住所や氏名が変わったときはすぐ変更の届けを出してください。
- 6 この手帳を万一なくしたり、使用できないようになったときは、再交付の申請をしてください。
- 7 この手帳は他人に譲ったり貸したりしてはいけません。

これは、身体障害者が所持する手帳です。
(英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、韓国・朝鮮語表記)